

Re: 日本公認会計士協会様による問題提起について

下記の点について補足してご説明していただけると大変助かります。なお p は 3/31 に配布された power point のページ数です。

4p disclosure 制度を統一すべき根拠は何なのか？現在の2つの disclosure 制度が併存する状況では看過し得ない不都合が生じるのか？それはいずれか一方を廃止しなければ解決できない問題なのか？

4p 金融商品取引法による disclosure 制度のほうに統一すべきなのはなぜか？会社法のほうの disclosure 制度にどういった不備があるのか？

5p 有価証券報告書の早期提出が実現可能かどうか、会計士サイドとしてはどう感じているか？

5p 統一が実現されると「実務上の諸問題も解決される」とあるが、どのような問題が解決されるのか？

6p 個別財務諸表の開示を不要と考える根拠は何か？投資者の投資判断に際してあまり重要ではないということなのか？

7p 「二重監査の負担解消」とあるが、具体的にどういった負担が誰に生じているのか？

7p 「二重監査の負担解消」のためには、ディスクロージャー制度を一元化し、監査制度も一元化する以外に方法はないのか？例えば、後発事象の取扱いが問題なのであれば、2つの監査報告書の作成時期をできるだけ近づけることによって対処することもできるのではないか？

10p 「資本市場の規制と整合する方向で、会社法・金商法の法規制を検討してはどうか」とはどういう意味か？

10p 「・・・会社法上異なる法人格である親会社と子会社にかかる規律の整合性について検討してはどうか」とは具体的にどういう意味か？

11p 監査役にどういった専門性が必要であると考えているか。監査法人との役割分担の観点から、監査役には会計に関してどういった専門性が必要であると考えているか。

12p 現状の監査役会の同意権で生じている不都合について教えていただきたい。また監査役会に提案権を付与した場合に、どういう風に変わるかが予想されるか？

13p 現状の監査役会の同意権で生じている不都合について教えていただきたい。また監査役会に決定権を付与した場合に、どういう風に変わるかが予想されるか？

平成 20 年 5 月 21 日付「有識者懇談会の論点整理に関する意見」3 頁において、「監査役は、・・・会計監査人の監査が十分に行われるような環境を整備する役割も担っていることについても、確認する必要があります。」とあるが、具体的にどのような役割を想定しているのか。

以上